

新地町告示第19号

平成31年第2回新地町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月26日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和元年5月9日

2 場 所 新地町議会議事堂

3 付議事件

- 第 1 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度新地町一般会計補正予算(第9号))
- 第 2 専決処分の承認を求めることについて
(新地町税条例の一部を改正する条例)
- 第 3 専決処分の承認を求めることについて
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 4 津波復興拠点整備拡大区域造成工事請負契約について
- 第 5 牛川排水路整備工事請負変更契約について

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	齋	藤	充	明	議員	2番	吉	田	博	議員	
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	議員	
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	八	卷	孝	議員	
7番	目	黒	静	雄	議員	8番	森		一	馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

不応招議員（なし）

令和元年第2回新地町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年5月9日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案の報告上程
- 第 4 提案者の説明
- 第 5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度新地町一般会計補正予算(第9号))
- 第 6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(新地町税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第35号 津波復興拠点整備拡大区域造成工事請負契約について
- 第 9 議案第36号 牛川排水路整備工事請負変更契約について

出席議員（12名）

1番	齋藤充明	議員	2番	吉田博	議員
3番	三宅信幸	議員	4番	寺島浩文	議員
5番	八巻秀行	議員	6番	八巻孝	議員
7番	目黒静雄	議員	8番	森一馬	議員
9番	鈴木利	議員	10番	井上和文	議員
11番	遠藤満	議員	12番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀武
副町長	佐藤清孝
総務課長兼 会計管理 者	泉田晴平
企画振興課長	小野和彦
税務課長	目黒佳子
町民課長	大堀勝文
健康福祉課長	岡田健一
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻隆
建設課長	小野好生
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤武志
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前 10 時 00 分 開 会

◎開会の宣告

○菊地正文議長 ただいまから令和元年第 2 回新地町議会臨時会を開会いたします。

佐々木孝司教育長は、全国町村教育長会第 61 回定期総会に出席のため欠席届がありましたので、ご報告いたします。

会議に先立ちまして、本年 4 月 1 日付で課長職の人事異動がありました。

副町長に報告を求めます。

佐藤清孝副町長。

○佐藤清孝副町長 それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

平成 31 年 4 月 1 日付で課長職の人事異動を行いましたので、異動しました課長の紹介をさせていただきます。

泉田晴平総務課長兼会計管理者。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 泉田でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤清孝副町長 続きまして、小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 企画振興課長を拝命しました小野和彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤清孝副町長 続きまして、小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 小野でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤清孝副町長 続きまして、岡田健一健康福祉課長。

○岡田健一健康福祉課長 岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤清孝副町長 以上をもちまして、課長職の異動の報告を終了させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○菊地正文議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は 12 名であります。

◎議事日程の報告

○菊地正文議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○菊地正文議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

1番 齋藤 充 明 議員及び

2番 吉田 博 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○菊地正文議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日1日にしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 日程第3、議案の報告上程については、町長から提出された議案第32号から議案第
36号までの5件を上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 日程第4、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和元年第2回新地町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の
皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

5月1日に新しく天皇陛下がご即位され、元号も「令和」と改まりました。令和は、「万葉集」
にある「初春の令月にして 気淑く風和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫らす」との文
言から引用され、悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、し
っかりと次の時代へ引き継いでいく。また、厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅
の花のように、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせるこ
とができる。そうした日本でありたい。との願いが込められております。町政運営も、新しい時代
に即して、気持ちを新たに、町民の皆様とともに切り開いていけるよう、進めてまいりたいと思
います。

さて、本臨時会には、別添付議事件でお示しいたしましたとおり、専決処分の承認を求めること
についてなど、5件の議案について上程しております。

初めに、議案第32号 専決処分の承認を求めることについては、平成31年 3 月11日に発生した新地町文化交流センター火災に伴う、新地町交流センター新築工事及び、新地町交流センター新築工事監理業務委託の繰越明許費補正に関する平成30年度新地町一般会計補正予算（第 9 号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月29日に公布され、4 月 1 日から適用されることに伴い、新地町税条例の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年 7 月 6 日に公布され、4 月 1 日から適用されることに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 津波復興拠点整備拡大区域造成工事請負契約につきましては、4 月23日に指名競争入札に付した結果、新和工業株式会社、代表取締役、荒純一が、3 億1,130万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 牛川排水路整備工事請負変更契約につきましては、橋梁下の水路幅の設計変更に伴い工事請負額91万1,520円を増額変更するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたのでよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 1 0 時 0 9 分 休 憩

午前 1 1 時 2 0 分 再 開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 32 号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第 5、議案第 32 号 専決処分承認を求めることについて（平成 30 年度新地町一般会計補正予算（第 9 号））を議題とします。

これから質疑を行います。

10 番、井上和文議員。

○10 番井上和文議員 今回は、新地町交流センターの新築工事の 8 億 5,528 万 2,000 円を繰越明許することでございます。全協でもお話はちょっと出ましたけれども、3 月 11 日に火災が発生をして 2 カ月を過ぎております。過般の全協でも佐藤工業の社長をはじめ、ご説明がございました。その中で、最後に発注者の言うとおりにやらさせていただきたいみたいな話がちょっとございました。それで、執行部として、発注者としてどういう方針で臨もうとされているのか、その方針がまだよくわかりません。14 億 1,900 万円の工事費のうち 5 億 6,300 万円は支出済みということでありますから、残り 8 億 5,000 万円を繰り越すわけですが、あくまでも新築工事という名称であることから、一般町民、あれからいろんなことを我々のところに言われまして、当然新築になるのでしょうみたいな話もございます。ただ、いろいろ検査をして問題なければそれを使うよみたいなニュアンスの流れなのかなということも思っておるわけですが、この辺の基本方針がどうなっているのか。まだ課内というか、執行部の中で検討中なのかどうなのか、この辺について明らかにしていただければと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、各種調査機関のほうは入っております。ご承知のとおり設計事務所が入っております、そちらと協議をしながら進めているところでございますが、基本的には火災で当然ながら影響のあった部分は撤去というような形で今進めているところでございますけれども、火災のにおい等がゼロになるというのが一番の基本ではないかなと今考えているところでございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 10 番、井上和文議員。

○10 番井上和文議員 今の答弁が町の答弁なのだろうかと思いますが、要するに火事になったとしても、遜色なければそのまま使って現金も全て払うと、そういうことなのかどうなのか。例えば工期がおくれることよっての違約金問題であるとか、いろんな形の問題は 2 次的に今後出てくるとしても、形としては仮に百歩譲って外壁以外は全て新品にするとか、やっぱりそういったような話し合い等なされていないのかどうなのか。町としては、業者の対応のままに任せましょうということなのか、その辺の方針はどのようなのですか。町長なり副町長なり、担当ではなくて、その辺を聞かせ

てください。

○菊地正文議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、井上議員のほうからご質問ありましたけれども、私としても新築工事ですから、そのようなもので引き渡しをお願いしたいということでございます。ただ、今煙とかにおい、そういった部分で調査をしていますので、その部分を見ながらやっていきたいと思っておりますが、とりあえず町の方針ということではありますが、町としては今、井上議員がおっしゃったとおり、新品でというのが当然だと思っております。新築工事ですから、そのまま引き渡しを受けてすぐ使える状況になるというのが基本だと思っております。さらに、違約金の部分については契約書の中に記載されていますので、その中で当然進んでいくとご理解していただければよろしいのではないのでしょうか。そのように思っています。

○菊地正文議長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第32号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度新地町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第6、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第7、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第34号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第8、議案第35号 津波復興拠点整備拡大区域造成工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第35号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 津波復興拠点整備拡大区域造成工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第9、議案第36号 牛川排水路整備工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第36号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 牛川排水路整備工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎町長の挨拶

○菊地正文議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和元年第2回新地町臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年度初めで農作業の大変お忙しい中、この臨時会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。慎重にご審議の上、上程いたしました5件全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

春の陽気とはいえ、寒暖の差が厳しい日も続くときがありますので、体調管理には充分ご留意され、議員活動にご精励できますよう心からお願い申し上げ、臨時会閉会のご挨拶といたします。本日は、まことにありがとうございました。

令和元年 5 月臨時会

◎閉会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じます。

慎重にご審議いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 29 分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 菊 地 正 文

署 名 議 員 齋 藤 充 明

署 名 議 員 吉 田 博